

# 四 日 市 港 管 理 組 合 公 報

第 9 7 7 号

平成 28 年 3 月 28 日

月 曜 日

---

## 目 次

---

### 条 例

- 四日市港管理組合職員の退職管理に関する条例 (総務課) 2
- 特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (総務課) 3
- 四日市港管理組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (総務課) 4
- 常勤の副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例 (総務課) 13
- 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 (総務課) 14
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 (総務課) 18
- 四日市港ポートビル条例の一部を改正する条例 (振興課) 19
- 臨港地区内の分区における構築物の規制条例の一部を改正する条例 (港営課) 20

### 公 告

- 平成 28 年度四日市港管理組合一般会計予算等の公表 (総務課) 22

条 例

四日市港管理組合職員の退職管理に関する条例をここに公布します。

平成 28 年 3 月 28 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合条例第 1 号

四日市港管理組合職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 38 条の 2 第 8 項及び第 38 条の 6 第 2 項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第 2 条 法第 38 条の 2 第 1 項、第 4 項及び第 5 項の規定によるもののほか、再就職者（法第 38 条の 2 第 1 項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第 8 項の国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 21 条第 1 項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の 5 年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第 38 条の 2 第 1 項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は同条第 8 項の役職員に類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第 1 項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の 5 年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後 2 年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者等への届出)

第 3 条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員（法第 38 条の 2 第 3 項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であった者であって引き続いて退職手当通算法人（法第 38 条の 2 第 2 項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いている者を除く。以下同じ。）は、離職後 2 年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に規則で定める事項を届け出なければならない。

#### 附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、第 3 条の規定は、同条に規定する管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者が、同日以後に営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合（日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除く。）について適用する。

---

特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成 28 年 3 月 28 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

#### 四日市港管理組合条例第 2 号

特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 54 年四日市港管理組合条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表その他の項中「日額 9,190 円」を「日額 9,630 円」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

---

四日市港管理組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成 28 年 3 月 28 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合条例第 3 号

四日市港管理組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(四日市港管理組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 四日市港管理組合職員の給与に関する条例（昭和 41 年四日市港管理組合条例第 8 号

）の一部を次のように改正する。

第 22 条第 2 項第 1 号中「加算した額に」の次に「、6 月に支給する場合においては」を、「100 分の 95）」の次に「、12 月に支給する場合においては 100 分の 85（特定管理職員にあつては、100 分の 105）」を加え、同項第 2 号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合においては」を、「100 分の 45）」の次に「、12 月に支給する場合においては 100 分の 40（特定管理職員にあつては、100 分の 50）」を加える。

附則第 12 項中「勤勉手当減額対象額に」の次に「、6 月に支給する場合においては」を、「100 分の 1.425）」の次に「、12 月に支給する場合においては 100 分の 1.275（特定管理職員にあつては、100 分の 1.575）」を、「勤勉手当減額基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合においては」を、「100 分の 95）」の次に「、12 月に支給する場合においては 100 分の 85（特定管理職員にあつては、100 分の 105）」を加える。

別表を次のように改める。

## 別表（第5条関係）

## 行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,000	196,100	232,300	265,800	292,100	322,900	367,200	412,800	463,100	526,400
	2	147,100	197,900	233,900	267,800	294,300	325,100	369,800	415,200	466,200	529,300
	3	148,300	199,700	235,400	269,600	296,600	327,400	372,300	417,700	469,200	532,400
	4	149,400	201,500	237,000	271,700	298,800	329,600	374,900	420,100	472,200	535,500
	5	150,500	203,100	238,500	273,600	300,800	331,900	377,000	422,000	475,200	538,600
	6	151,600	204,900	240,200	275,500	303,100	333,900	379,500	424,300	478,200	540,900
	7	152,700	206,700	241,700	277,500	305,400	336,100	381,800	426,400	481,200	543,400
	8	153,800	208,500	243,300	279,600	307,700	338,300	384,300	428,600	484,300	545,800
	9	154,900	210,200	244,800	281,700	309,800	340,400	386,800	430,600	487,000	548,200
	10	156,300	212,000	246,300	283,700	312,100	342,600	389,500	432,700	490,100	550,000
	11	157,600	213,800	247,900	285,800	314,300	344,700	392,100	434,800	493,100	551,800
	12	158,900	215,600	249,400	287,900	316,600	346,900	394,800	436,900	496,200	553,700
	13	160,200	217,000	250,900	289,900	318,800	348,900	397,200	438,600	498,900	555,400
	14	161,700	218,800	252,400	292,000	320,900	350,900	399,500	440,400	501,200	556,800
	15	163,200	220,500	253,800	294,000	323,100	353,000	401,700	442,400	503,500	558,100
	16	164,800	222,300	255,200	296,100	325,200	355,000	404,100	444,400	505,800	559,200
	17	166,100	224,000	256,700	298,100	327,300	356,900	405,900	446,300	507,900	560,500
	18	167,600	225,700	258,500	300,100	329,300	358,900	407,900	448,100	509,300	561,500
	19	169,100	227,300	260,200	302,200	331,400	360,700	409,800	449,900	510,800	562,400
	20	170,600	228,900	262,000	304,200	333,400	362,600	411,600	451,600	512,200	563,300
	21	172,000	230,400	263,700	306,300	335,400	364,600	413,500	453,400	513,400	564,200
	22	174,700	232,100	265,500	308,400	337,500	366,500	415,300	454,900	514,800	
	23	177,300	233,700	267,300	310,400	339,500	368,500	417,100	456,300	516,300	
	24	179,900	235,300	269,000	312,500	341,600	370,400	419,000	457,800	517,800	
	25	182,600	236,700	271,000	314,300	343,200	372,400	420,800	459,200	518,900	
	26	184,300	238,200	272,900	316,400	345,100	374,300	422,300	460,500	520,000	
	27	186,000	239,700	274,700	318,500	347,000	376,300	423,800	461,800	521,200	
	28	187,700	241,000	276,600	320,500	348,900	378,300	425,400	463,000	522,400	
	29	189,200	242,300	278,300	322,500	350,600	379,800	427,000	464,000	523,400	
	30	191,000	243,500	280,200	324,500	352,500	381,600	428,300	464,700	524,300	
	31	192,800	244,600	282,100	326,600	354,400	383,400	429,600	465,500	525,200	
	32	194,500	245,800	283,900	328,700	356,200	385,000	430,800	466,200	526,100	
	33	196,100	247,100	285,600	330,200	358,100	386,800	432,000	466,900	526,900	
	34	197,600	248,400	287,500	332,200	359,900	388,200	433,300	467,700	527,800	
	35	199,100	249,600	289,300	334,100	361,700	389,700	434,600	468,400	528,500	
	36	200,600	250,900	291,200	336,200	363,400	391,300	435,800	469,000	529,000	
	37	201,900	251,900	292,900	338,100	364,800	392,700	437,000	469,500	529,700	
	38	203,200	253,300	294,600	340,000	366,100	393,900	437,800	470,100	530,300	
	39	204,500	254,800	296,400	342,000	367,500	395,100	438,600	470,700	531,100	
	40	205,800	256,300	298,200	343,900	368,900	396,200	439,400	471,300	531,700	

	41	207,100	257,700	299,900	345,800	370,200	397,300	440,000	471,800	532,200
	42	208,400	259,100	301,600	347,700	371,100	398,500	440,700	472,300	
	43	209,700	260,500	303,300	349,500	372,200	399,700	441,400	472,700	
	44	211,000	261,900	304,900	351,400	373,300	400,800	442,100	473,000	
	45	212,200	263,100	306,600	352,900	374,100	401,500	442,900	473,300	
	46	213,500	264,400	308,300	354,300	375,000	402,200	443,700		
	47	214,800	265,800	309,900	355,800	375,900	402,900	444,100		
	48	216,100	267,200	311,600	357,300	376,800	403,600	444,800		
	49	217,200	268,500	312,800	358,900	377,700	404,200	445,300		
	50	218,300	269,600	314,300	359,700	378,500	404,800	445,700		
	51	219,300	270,900	315,800	360,900	379,300	405,300	446,100		
	52	220,400	272,200	317,400	361,900	380,100	405,700	446,500		
	53	221,500	273,300	319,000	362,800	380,800	406,100	446,900		
	54	222,500	274,400	320,600	363,900	381,500	406,400	447,300		
	55	223,400	275,700	322,200	364,800	382,200	406,700	447,700		
	56	224,400	277,000	323,700	365,900	382,900	407,000	448,000		
	57	225,100	278,100	325,200	366,800	383,400	407,300	448,300		
	58	226,000	279,100	326,400	367,500	384,000	407,600	448,700		
	59	226,900	280,200	327,600	368,200	384,600	407,900	449,000		
	60	227,800	281,300	328,800	368,900	385,300	408,200	449,300		
	61	228,500	282,500	329,500	369,300	385,700	408,500	449,600		
再任職員以外の職員	62	229,500	283,500	330,400	369,900	386,400	408,800			
	63	230,400	284,400	331,200	370,600	387,000	409,100			
	64	231,300	285,400	332,000	371,300	387,600	409,400			
	65	232,000	286,200	332,900	371,600	388,000	409,700			
	66	232,900	287,100	333,300	372,300	388,600	410,000			
	67	233,800	287,800	334,000	373,000	389,200	410,300			
	68	234,900	288,700	334,800	373,700	389,800	410,600			
	69	235,700	289,700	335,600	374,000	390,200	410,800			
	70	236,400	290,500	336,300	374,600	390,700	411,100			
	71	237,100	291,300	337,000	375,300	391,200	411,400			
	72	237,900	292,100	337,700	375,900	391,800	411,700			
	73	238,700	292,900	338,200	376,200	392,100	411,900			
	74	239,400	293,400	338,800	376,800	392,500	412,200			
	75	240,100	293,800	339,300	377,500	392,900	412,500			
	76	240,800	294,300	339,900	378,100	393,300	412,700			
	77	241,500	294,400	340,200	378,500	393,600	412,900			
	78	242,300	294,800	340,700	379,000	393,900	413,200			
	79	243,100	295,000	341,100	379,600	394,200	413,500			
	80	243,900	295,400	341,600	380,100	394,500	413,700			
	81	244,600	295,600	342,000	380,600	394,700	413,900			
	82	245,300	295,800	342,500	381,200	395,000	414,200			
	83	246,000	296,200	343,000	381,700	395,300	414,500			
	84	246,700	296,500	343,500	382,000	395,500	414,700			

	85	247,400	296,800	343,800	382,400	395,700	414,900				
	86	248,100	297,100	344,200	382,900	396,000					
	87	248,800	297,400	344,700	383,300	396,300					
	88	249,500	297,800	345,100	383,700	396,500					
	89	250,200	298,100	345,400	384,100	396,700					
	90	250,700	298,500	345,800	384,600	397,000					
	91	251,200	298,800	346,300	385,000	397,300					
	92	251,700	299,200	346,700	385,400	397,500					
	93	252,000	299,300	346,900	385,700	397,700					
	94		299,500	347,300							
	95		299,900	347,800							
	96		300,300	348,200							
	97		300,500	348,300							
	98		300,800	348,800							
	99		301,200	349,200							
	100		301,600	349,500							
	101		301,800	349,800							
	102		302,100	350,200							
	103		302,500	350,600							
	104		302,800	351,000							
	105		303,000	351,500							
	106		303,300	351,900							
	107		303,700	352,300							
	108		304,000	352,700							
	109		304,200	353,200							
	110		304,600	353,600							
	111		305,000	353,900							
	112		305,300	354,200							
	113		305,400	354,700							
	114		305,700								
	115		306,000								
	116		306,400								
	117		306,600								
	118		306,800								
	119		307,100								
	120		307,400								
	121		307,800								
	122		308,000								
	123		308,300								
	124		308,600								
	125		308,900								
再任用職員		192,400	219,900	259,900	279,300	294,400	319,800	361,500	394,600	445,700	526,100

第 2 条 四日市港管理組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「別表」を「別表第 1」に改め、同条第 2 項中「標準的な」を削り、「管理者が定める」を「別表第 2 の等級別基準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の程度が同程度と管理者が認める職務については、それぞれの職務の級に分類するものとする」に改める。

第 6 条の見出し中「級別定数」を「職務の級の決定」に改め、同条第 1 項を削り、同条第 2 項中「前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ」を「第 5 条第 2 項に規定するもののほか」に改め、同項を同条とする。

第 8 条第 3 項中「55 歳以上の」を「前項の規定にかかわらず、55 歳以上の」に、「前項の規定の適用については、同項中「4 号給（規則で定める職員にあつては、3 号給）」とあるのは、「2 号給」とする」を「第 1 項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする」に改める。

第 22 条第 1 項中「職員に対し、」の次に「その者の任命権者が定める期間における人事評価の結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改め、同条第 2 項第 1 号中「、6 月に支給する場合においては 100 分の 75（特定管理職員にあつては、100 分の 95）、12 月に支給する場合においては 100 分の 85（特定管理職員にあつては、100 分の 105）」を「100 分の 80（特定管理職員にあつては、100 分の 100）」に改め、同項第 2 号中「、6 月に支給する場合においては 100 分の 35（特定管理職員にあつては、100 分の 45）、12 月に支給する場合においては 100 分の 40（特定管理職員にあつては、100 分の 50）」を「100 分の 37.5（特定管理職員にあつては、100 分の 47.5）」に改める。

附則第 7 項中「当分の間」を「平成 28 年 6 月 1 日までの間」に、「以下「管理職員」という。）にあつては、第 22 条第 1 項中「基準日以前 6 箇月以内の期間」とあるのは「管理者が別に定める期間」と、管理職員」を「）」に、「同条第 2 項中」を「第 22 条第 2 項第 1 号中」に、



「次項」を「次項及び附則第9項第4号」に改める。

附則第12項中「、6月に支給する場合においては100分の1.125（特定管理職員にあつては、100分の1.425）、12月に支給する場合においては100分の1.275（特定管理職員にあつては、100分の1.575）」を「100分の1.2（特定管理職員にあつては、100分の1.5）」に、「、6月に支給する場合においては100分の75（特定管理職員にあつては、100分の95）、12月に支給する場合においては100分の85（特定管理職員にあつては、100分の105）」を「100分の80（特定管理職員にあつては、100分の100）」に改める。

別表を別表第1とし、同表の次に次の一表を加える。

## 別表第2 等級別基準職務表（第5条関係）

## 行政職給料表等級別基準職務表

職務 の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	1 主査の職務 2 主任の職務
4級	1 主幹の職務 2 困難な業務を行う主査の職務
5級	1 副課長の職務 2 困難な業務を行う主幹の職務
6級	1 課長の職務 2 困難な業務を行う副課長の職務
7級	1 次長の職務 2 困難な業務を行う課長の職務
8級	困難な業務を行う次長の職務
9級	1 部長の職務 2 理事の職務
10級	困難な業務を行う部長の職務

(四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 3 条 四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年四日市港管理組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(四日市港管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 4 条 四日市港管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年四日市港管理組合条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、同条第8号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第10号とし、同条中第7号を第8号とし、同号の次に次の一号を加える。

(9) 退職管理の状況

第3条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の一号を加える。

(2) 人事評価の状況

(四日市港管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 5 条 四日市港管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年四日市港管理組合条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第10項の表第12条の2第2項第7号の項中「（規則で定める地域及び公署にあつては、100分の4.5）」を削る。

第 6 条 四日市港管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第10項を削り、附則第11項を附則第10項とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条（第8条第3項の改正規定を除く。）、第3条、第4条及び第6条の規定は、平成28年4月1日から施行し、第2条（第8条第3項の改正規定に限る。）の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（第22条第2項及び附則第12項の改正規定を除く。）による改正後の四日市港管理組合職員の給与に関する条例の規定及び第5条の規定による改正後の四日市港管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の規定は、平成27年4月1日から適用し、第1条の規定（第22条第2項及び附則第12項の改正規定に限る。）による改正後の四日市港管理組合職員の給与に関する条例の規定は、平成27年12月1日から適用する。  
(平成27年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)
- 3 平成27年4月1日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の四日市港管理組合職員の給与に関する条例（次項及び附則第5項において「旧条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、第1条の規定による改正後の四日市港管理組合職員の給与に関する条例（次項及び附則第5項において「新条例」という。）の規定による当該適用又は異動の日における号給は、管理者の定めるところによる。  
(施行日から平成28年3月31日までの間における異動者の号給の調整)
- 4 施行日から平成28年3月31日までの間において、新条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず旧条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から新条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
(給与の内払)

- 5 新条例の規定及び第5条の規定による改正後の四日市港管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の規定（以下この項においてこれらを「新条例等の規定」という。）を適用する場合においては、旧条例の規定及び第5条の規定による改正前の四日市港管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例等の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

---

常勤の副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成 28 年 3 月 28 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

#### 四日市港管理組合条例第 4 号

常勤の副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例

（常勤の副管理者の給与に関する条例の一部改正）

- 第 1 条 常勤の副管理者の給与に関する条例（昭和41年四日市港管理組合条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「100分の210」を「100分の215」に改める。

- 第 2 条 常勤の副管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「100分の195」を「100分の197.5」に改め、同条第2号中「100分の215」を「100分の212.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の常勤の副管理者の給与に関する条例第2条の規定（次項においてこれらを「新条例の規定」という。）は、平成27年12月の期末手当から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 第1条の規定による改正前の常勤の副管理者の給与に関する条例第2条の規定に基づいて平成27年12月に支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

---

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成 28 年 3 月 28 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合条例第 5 号

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 41 年四日市港管理組合条例第 36 号）

の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

## 別表（第 2 条関係）

## 現業職員給料表

区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	143,500	184,600	229,500	282,400
	2	144,100	186,100	230,700	284,200
	3	144,700	187,500	231,700	286,100
	4	145,300	188,900	232,400	287,800
	5	146,000	190,400	233,700	289,600
	6	147,100	191,800	235,000	291,800
	7	148,300	193,200	236,200	293,900
	8	149,400	194,600	237,400	296,100
	9	150,500	196,100	238,500	298,100
	10	151,600	197,900	240,200	300,100
	11	152,700	199,700	241,700	302,200
	12	153,800	201,500	243,300	304,200
	13	154,900	203,100	244,800	306,300
	14	156,300	204,900	246,300	308,400
	15	157,600	206,700	247,900	310,400
	16	158,900	208,500	249,400	312,500
	17	160,200	210,200	250,900	314,300
	18	161,700	212,000	252,400	316,400
	19	163,200	213,800	253,800	318,500
	20	164,800	215,600	255,200	320,500
	21	166,100	217,000	256,700	322,500
	22	167,600	218,800	258,500	324,500
	23	169,100	220,500	260,200	326,600
	24	170,600	222,300	262,000	328,700
	25	172,000	224,000	263,700	330,200
	26	174,700	225,700	265,500	332,200
	27	177,300	227,300	267,300	334,100
	28	179,900	228,900	269,000	336,200
	29	182,600	230,400	271,000	338,100
	30	184,300	232,100	272,900	340,000
	31	186,000	233,700	274,700	342,000
	32	187,700	235,300	276,600	343,900
	33	189,200	236,700	278,300	345,800
	34	191,000	238,200	280,200	347,700

	35	192,800	239,700	282,100	349,500
	36	194,500	241,000	283,900	351,400
	37	196,100	242,300	285,600	352,900
	38	197,600	243,500	287,500	354,300
	39	199,100	244,600	289,300	355,800
	40	200,600	245,800	291,200	357,300
	41	201,900	247,100	292,900	358,900
	42	203,200	248,400	294,600	359,700
	43	204,500	249,600	296,400	360,900
	44	205,800	250,900	298,200	361,900
	45	207,100	251,900	299,900	362,800
	46	208,400	253,300	301,600	363,900
	47	209,700	254,800	303,300	364,800
	48	211,000	256,300	304,900	365,900
	49	212,200	257,700	306,600	366,800
	50	213,500	258,600	308,300	367,500
	51	214,800	259,400	309,900	368,200
	52	216,100	260,200	311,600	368,900
	53	217,200	260,800	312,800	369,300
	54	218,300	262,000	314,300	369,900
	55	219,300	263,200	315,800	370,600
	56	220,400	264,300	317,400	371,300
	57	221,500	265,500	319,000	371,600
	58	222,500	266,700	320,600	372,300
	59	223,400	267,900	322,200	373,000
	60	224,400	269,100	323,700	373,700
	61	225,100	270,100	325,200	374,000
	62	225,800	271,300	326,400	374,600
	63	226,700	272,500	327,600	375,300
	64	227,500	273,700	328,800	375,900
	65	228,100	274,500	329,500	376,200
再任職員以外の職員	66	229,400	275,600	331,500	376,800
	67	230,600	276,700	333,800	377,500
	68	231,800	277,800	336,000	378,100
	69	232,700	278,900	338,300	378,500
	70	233,800	279,900	340,200	379,000
	71	234,900	281,000	342,500	379,600
	72	236,100	282,100	344,600	380,100
	73	237,300	282,900	346,600	380,600
	74	238,400	283,800	347,700	381,200



75	239,500	284,500	348,800	381,700
76	240,700	285,400	349,800	382,000
77	241,900	286,300	351,000	382,400
78	243,100	287,100	352,000	382,900
79	244,300	287,900	352,900	383,300
80	245,400	288,700	353,800	383,700
81	246,500	289,500	354,800	384,100
82	247,500	290,300	355,700	384,600
83	248,500	291,100	356,600	385,000
84	249,500	291,900	357,400	385,400
85	250,600	292,600	358,000	385,700
86	251,600	292,900	358,800	386,200
87	252,500	293,500	359,700	386,700
88	253,500	294,000	360,600	387,300
89	254,500	294,400	361,500	388,000
90	255,400	294,700	362,400	388,500
91	256,300	295,300	363,200	389,100
92	257,200	295,600	363,800	389,700
93	258,100	296,000	364,400	390,400
94	258,900	296,600	365,300	390,600
95	259,700	297,200	366,200	390,800
96	260,500	297,800	367,100	391,400
97	261,300	298,100	367,400	392,000
98	261,900		368,300	392,200
99	262,500		369,100	392,700
100	263,100		370,000	393,300
101	263,500		370,300	393,600
102	264,000		371,200	394,100
103	264,400		372,000	394,700
104	264,900		372,800	394,900
105	265,500		373,200	395,500
106	266,000		374,000	395,700
107	266,500		374,500	396,100
108	267,000		375,400	396,700
109	267,400		375,700	397,400
110	267,700		376,600	397,700
111	268,000		377,100	398,200
112	268,300		377,900	398,600
113	268,500		378,500	398,900
114	268,900		379,200	

115	269,300			379,900	
116	269,700			380,700	
117	269,900			381,400	
118				382,000	
119				382,600	
120				383,200	
121				383,600	
122				384,200	
123				384,800	
124				385,400	
125				385,600	
126				386,100	
127				386,600	
128				387,200	
129				387,400	
130				387,900	
131				388,500	
132				389,100	
133				389,300	
134				389,600	
135				390,200	
136				390,800	
137				391,300	
再任用職員		192,400	219,900	246,000	279,300

備考(1) この表の「再任用職員」とは、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された現業職員をいう。

(2) この表の「再任用職員以外の職員」とは、現業職員のうち再任用職員を除いた現業職員をいう。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成27年4月1日から適用する。

---

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成 28 年 3 月 28 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合条例第 6 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年四日市港管理組合条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 1 項の表及び同条第 2 項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日以前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

---

四日市港ポートビル条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成 28 年 3 月 28 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合条例第 7 号

四日市港ポートビル条例の一部を改正する条例

四日市港ポートビル条例（平成 11 年四日市港管理組合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項ただし書を削る。

別表第 2 を次のように改める。

区 分	入場料 (円)
15 歳以上の者 (中学校又はこれに準ずる学校に在学する者は除く。)	300

## 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

---

臨港地区内の分区における構築物の規制条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成 28 年 3 月 28 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

## 四日市港管理組合条例第 9 号

## 臨港地区内の分区における構築物の規制条例の一部を改正する条例

臨港地区内の分区における構築物の規制条例 (昭和 41 年四日市港管理組合条例第 23 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

- (1) 法第 2 条第 5 項第 2 号から第 10 号の 2 まで及び第 12 号に掲げる港湾施設 (危険物置場、貯油施設及びセメントサイロを除く。)
- (2) 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物利用運送事業その他管理者が指定する事業を行う者の事務所
- (3) 港湾の旅客又は貨物に関連する事業者の利便の用に供するための銀行の支店及び保険業の店舗
- (4) 荷さばき施設又は保管施設に付属する卸売展示施設及び流通加工施設並びにこれらの附帯施設
- (5) 港湾その他の海事に関する理解の増進を図るための会議場施設、展示施設、研修施設その他の共同利用施設
- (6) 港湾の利用の高度化を図るための情報処理施設及び電気通信施設

- (7) 港湾関係者のための休泊所、診療所その他の福利厚生施設
- (8) 税関、地方整備局、地方運輸局、海上保安部、地方入国管理局、検疫所、植物防疫所、動物検疫所、警察署、消防署その他の港湾関係官公署の事務所
- (9) 港湾関係者及び港湾利用者の利便の用に供するための旅館及びホテル、物品販売業の店舗並びに飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定するもの（以下「風俗営業等施設」という。）を除く。）

別表第 2 を次のように改める。

- (1) 法第 2 条第 5 項第 2 号から第 10 号の 2 まで及び第 12 号に掲げる港湾施設（食糧サイロを除く。）
- (2) 別表第 1 第 2 号、第 6 号及び第 8 号に定める構築物

別表第 3 を次のように改める。

- (1) 法第 2 条第 5 項第 2 号から第 6 号まで、第 8 号から第 10 号の 2 まで及び第 12 号に掲げる港湾施設
- (2) 原料又は製品の一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存する製造事業又はその関連事業を営む工場並びにこれらの事業の用に供する情報処理施設及び電気通信施設並びにこれらの附帯施設
- (3) 前号の工場に付属する研究施設及びその附帯施設
- (4) 前 2 号に規定する工場及び施設に勤務する者のための休泊所、診療所その他の福利厚生施設
- (5) 税関、地方整備局、地方運輸局、海上保安部、警察署、消防署その他の港湾関係官公署の事務所
- (6) 第 2 号及び第 3 号に規定する工場及び施設に勤務する者及び港湾利用者の利便の用に供するための日用品の販売を主たる目的とする店舗、飲食店（風俗営業等施設を除く。）及び燃料小売業の店舗

別表第 4 を次のように改める。

- (1) 法第 2 条第 5 項第 2 号、第 4 号、第 5 号及び第 9 号から第 10 号の 2 までに掲げる  
港湾施設
- (2) 漁船のためのけい留施設、燃料補給施設、給水施設及び給氷施設
- (3) 漁船の修理施設、造船施設及びこれらの附帯施設
- (4) 魚舎、魚干場その他水産物の処理に必要な施設
- (5) 冷蔵倉庫、冷凍倉庫その他水産物の保管のための施設
- (6) 製氷工場及び冷凍工場その他の水産物の加工工場並びにこれらの附帯施設
- (7) 網干場、網倉庫その他漁具の補修又は保管に必要な施設
- (8) 漁業関係者のための休泊所、診療所その他の福利厚生施設
- (9) 漁業会社、漁業組合その他管理者が指定する団体及び業者の事務所
- (10) 水産庁その他の港湾関係官公署の事務所
- (11) 漁業関係者及び港湾利用者の利便の用に供するための日用品の販売を主たる目的とする店舗及び飲食店（風俗営業等施設を除く。）
- (12) 別表第 1 第 6 号に定める構築物

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

---

公 告
-----

平成 28 年度四日市港管理組合一般会計予算等が平成 28 年 3 月 25 日に成立しましたので、次のとおり公表します。

平成 28 年 3 月 28 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

## 平成 28 年度四日市港管理組合一般会計予算

平成 28 年度四日市港管理組合一般会計予算は、次に定めるところによる。

## (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,037,251 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

## (地方債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

## (一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000 千円と定める。

## (歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

## 第 1 表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 3,174,215
	1 負担金	3,174,215
2 使用料及び手数料		562,226
	1 使用料	562,226
3 国庫支出金		337,266
	1 国庫負担金	238,000
	2 国庫補助金	99,266
4 県支出金		21,940
	1 県補助金	21,940
5 財産収入		11,110
	1 財産運用収入	10,595
	2 財産売払収入	515
6 繰入金		31,100
	1 基金繰入金	31,100
7 諸収入		24,394
	1 組合預金利子	540
	2 受託事業収入	910
	3 雑入	22,944
8 組合債		2,875,000
	1 組合債	2,875,000
歳 入 合 計		7,037,251



歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 19,008
	1 議会費	19,008
2 総務費		716,619
	1 総務費	706,642
	2 統計調査費	910
	3 監査委員費	9,067
3 港湾管理費		633,793
	1 港湾管理費	633,793
4 港湾建設費		3,343,115
	1 港湾建設費	3,343,115
5 公債費		2,323,716
	1 公債費	2,323,716
6 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	7,037,251

第 2 表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
国補港湾改修事業費	千円 85,000	普通貸借又は証券発行	4.0% 以内	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については定められた償還条件による。その他資金についての償還条件は、管理者が定める。ただし、組合財政の都合により繰上償還することができるものとする。
社会資本整備 総合交付金事業費	315,000	〃	〃	〃
一般管理費	2,000	〃	〃	〃
港湾施設管理費	40,000	〃	〃	〃
港湾施設維持補修費	148,000	〃	〃	〃
港湾改修事業費	9,000	〃	〃	〃
国直轄事業負担金	2,276,000	〃	〃	〃
計	2,875,000			

## 平成 28 年度四日市港管理組合港湾整備事業特別会計予算

平成 28 年度四日市港管理組合港湾整備事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,799,113 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

## 第 1 表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 1,573,898
	1 使用料	1,573,898
2 財産収入		519,470
	1 財産運用収入	519,470
3 繰入金		45,649
	1 基金繰入金	45,649
4 繰越金		20,000
	1 繰越金	20,000
5 諸収入		37,096
	1 組合預金利子	327
	2 雑入	36,769
6 組合債		603,000
	1 組合債	603,000
歳 入 合 計		2,799,113

## 歳 出

款	項	金 額
1 管理費		千円 647,981
	1 施設管理総務費	385,472
	2 施設管理費	126,727
	3 ひき船事業費	135,782
2 建設事業費		652,683
	1 建設事業費	652,683
3 公債費		1,498,449
	1 公債費	1,498,449
歳 出 合 計		2,799,113

第 2 表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾施設改修費	千円 84,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については定められた償還条件による。その他資金についての償還条件は、管理者が定める。ただし、組合財政の都合により繰上償還することができるものとする。
霞ヶ浦北ふ頭荷役機械建設事業費	519,000	〃	〃	〃
計	603,000			

平成 27 年度四日市港管理組合一般会計補正予算（第 2 号）

平成 27 年度四日市港管理組合一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 540,882 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,042,383 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び負担金		3,193,958	△ 56,235	3,137,723
	1 負担金	3,193,958	△ 56,235	3,137,723
2 使用料及び手数料		555,219	38,175	593,394
	1 使用料	555,219	38,175	593,394
3 国庫支出金		294,250	△ 103,250	191,000
	1 国庫負担金	197,500	△ 55,500	142,000
	2 国庫補助金	96,750	△ 47,750	49,000
4 財産収入		10,577	76	10,653
	1 財産運用収入	10,517	76	10,593
6 諸収入		26,966	△ 2,648	24,318
	1 組合預金利子	471	224	695
	3 雑入	25,585	△ 2,872	22,713
7 組合債		2,453,000	△ 417,000	2,036,000
	1 組合債	2,453,000	△ 417,000	2,036,000
歳 入	合 計	6,583,265	△ 540,882	6,042,383

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議会費		18,985	△ 1,553	17,432
	1 議会費	18,985	△ 1,553	17,432
2 総務費		728,726	35,940	764,666
	1 総務費	719,167	35,671	754,838
	3 監査委員費	8,649	269	8,918
3 港湾管理費		715,826	△ 15,618	700,208
	1 港湾管理費	715,826	△ 15,618	700,208
4 港湾建設費		2,792,169	△ 559,751	2,232,418
	1 港湾建設費	2,792,169	△ 559,751	2,232,418
5 公債費		2,326,559	100	2,326,659
	1 公債費	2,326,559	100	2,326,659
歳 出	合 計	6,583,265	△ 540,882	6,042,383

## 第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務費	庁舎等管理費	千円 17,500
4 港湾管理費	1 港湾建設費	国補港湾改修事業費	40,000

変 更

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
3 港湾管理費	1 港湾管理費	港湾施設維持 補修費	千円 152,100	港湾施設維持 補修費	千円 192,543
4 港湾建設費	1 港湾建設費	社会資本整備 総合交付金 事業費	202,400	社会資本整備 総合交付金 事業費	271,950



## 第 3 表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会資本整備総合交付金事業費	千円 306,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については定められた償還条件による。その他資金についての償還条件は、管理者が定める。ただし、組合財政の都合により繰上償還することができるものとする。	千円 179,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については定められた償還条件による。その他資金についての償還条件は、管理者が定める。ただし、組合財政の都合により繰上償還することができるものとする。
港湾施設管理費	6,000	〃	〃	〃	3,000	〃	〃	〃
港湾施設維持補修費	221,000	〃	〃	〃	210,000	〃	〃	〃
港湾改修事業費	58,000	〃	〃	〃	55,000	〃	〃	〃
国直轄事業金負担金	1,680,000	〃	〃	〃	1,407,000	〃	〃	〃

## 平成 27 年度四日市港管理組合港湾整備事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 27 年度四日市港管理組合港湾整備事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

## （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 216,573 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,591,763 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

## （繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

## （地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	使用料及び手数料	1,602,838	39,391	1,642,229
	1 使用料	1,602,838	39,391	1,642,229
2	財産収入	571,365	△ 55,123	516,242
	1 財産運用収入	571,363	△ 55,123	516,240
3	繰入金	215,008	△ 108,936	106,072
	1 基金繰入金	215,008	△ 108,936	106,072
5	諸収入	28,405	19,095	47,500
	1 組合預金利息	272	148	420
	2 雑入	28,133	18,947	47,080
6	組合債	1,361,000	△ 111,000	1,250,000
	1 組合債	1,361,000	△ 111,000	1,250,000
歳 入 合 計		3,808,336	△ 216,573	3,591,763

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	管理費	700,537	△ 60,668	639,869
	1 施設管理総務費	419,385	△ 30,408	388,977
	2 施設管理費	147,189	△ 30,707	116,482
	3 ひき船事業費	133,963	447	134,410
2	建設事業費	1,456,456	△ 156,015	1,300,441
	1 建設事業費	1,456,456	△ 156,015	1,300,441
3	公債費	1,651,343	110	1,651,453
	1 公債費	1,651,343	110	1,651,453
歳 出 合 計		3,808,336	△ 216,573	3,591,763

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 管理費	1 施設管理総務費	四日市港事業調査費	千円 5,200
1 管理費	2 施設管理費	港湾施設管理費	7,500
2 建設事業費	1 建設事業費	霞ヶ浦北ふ頭土地造成事業費	23,512

第 3 表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾施設 改修費	千円 237,000	普通貸借又 は証券発行	4.0% 以内	政府資金及 び地方公共 団体金融機 構資金につ いては定め られた償還 条件による。 その他資金 についての 償還条件は、 管理者が定 める。ただ し、組合財 政の都合に より繰上償 還すること ができるも のとする。	千円 215,000	普通貸借又 は証券発行	4.0% 以内	政府資金及 び地方公共 団体金融機 構資金につ いては定め られた償還 条件による。 その他資金 についての 償還条件は、 管理者が定 める。ただ し、組合財 政の都合に より繰上償 還すること ができるも のとする。
霞ヶ浦南ふ 頭荷役機械 建設事業費	302,000	〃	〃	〃	285,000	〃	〃	〃
霞ヶ浦北 ふ頭土地 造成事業費	295,000	〃	〃	〃	238,000	〃	〃	〃
霞ヶ浦北ふ 頭荷役機械 建設事業費	527,000	〃	〃	〃	512,000	〃	〃	〃

## 発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目 1-1

四日市港管理組合経営企画部総務課

電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載して  
います。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>